

沿岸広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和元年12月27日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 大槌小国線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 上閉伊郡大槌町金沢第1地割字大貫台37番1地先から30番1地先まで
 - (2) 上閉伊郡大槌町金沢第1地割字大貫台27番5地先内
- 3 供用開始の期日 令和元年12月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和元年12月27日から令和2年1月27日まで